

中小企業向けの資金融資 保証料を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業向け資金融資保証料助成とは

新型コロナウイルスによる影響を受け、売上げが減少した中小企業者が、金融機関から制度融資を受けた場合の保証料分について助成をするものです。

◆対象となる方は

栗原市に本社または事業所を有し、新型コロナウイルス感染症の影響に起因する制度融資を受けた中小企業者（注2）

◆保証料助成の対象となる資金は

- ・セーフティネット資金〔保証4号〕（宮城県）
- ・セーフティネット資金〔保証5号〕（宮城県）
- ・危機関連保証（宮城県）
- ・中小企業経営安定資金（宮城県）

◆保証料助成額は

当初借入の際に支払った保証料で、その合計額が上限50万円に達するまでの全額

◆保証料助成対象融資限度額は

3,000万円

◆申請に必要なものは

対象資金に係る金銭消費貸借契約書の写し、信用保証決定に関する書類の写し

（注2）『中小企業者』：中小企業信用保険法第2条第1項に規定する業種の営業を行っている中小規模の事業者

(2) 中小企業者向け融資制度

■凡 例

- ① 資金の用途・内容
- ② 融資の対象者（詳細な融資条件は融資機関へご確認ください）
- ③ 融資限度額
- ④ 貸付利率
- ⑤ 償還期間
- ⑥ 据置期間
- ⑦ 取扱期限（現時点で期限が定められているもののみ記載）

新型コロナウイルス感染症特別貸付〔国民生活事業〕

【日本政策金融公庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 6千万円
- ④ 0.46%以内
- ⑤ 20年以内
- ⑥ 5年以内

日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-222-5377
日本政策金融公庫一関支店 ☎0191-23-4157

新型コロナウイルス感染症特別貸付〔中小企業事業〕

【日本政策金融公庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 3億円
- ④ 0.21%以内
- ⑤ 20年以内
- ⑥ 5年以内

日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-222-5377
日本政策金融公庫一関支店 ☎0191-23-4157

マル経融資〔特別枠〕

【日本政策金融公庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 別枠1千万円
- ④ 0.31%以内
- ⑤ 10年以内
- ⑥ 4年以内

栗原市内各商工会
日本政策金融公庫仙台支店 ☎022-222-5377
日本政策金融公庫一関支店 ☎0191-23-4157

危機対応融資

【商工組合中央金庫】

- ① 運転資金または設備資金
- ② 新型コロナウイルスの影響で売上が減少している中小企業者
- ③ 3億円
- ④ 0.21%以内
- ⑤ 20年以内
- ⑥ 5年以内

商工組合中央金庫仙台支店 ☎022-225-7411